

令和2年度
指定管理者管理運営状況評価結果報告書

令和2年8月

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会

1 はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等が行うことができる制度であり、民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としたものである。

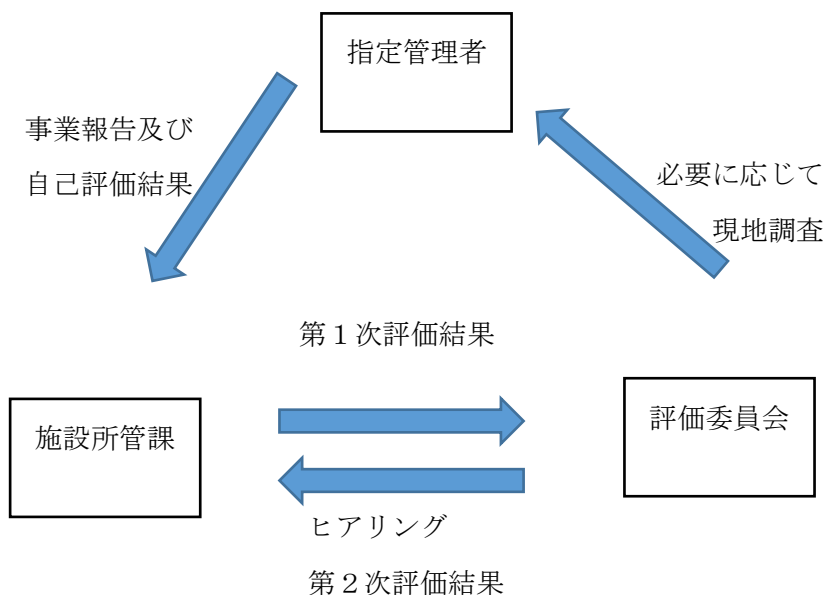
真鶴町においては、現在、次の5施設に指定管理者制度を導入している。

施設名	所管課	指定管理者名	指定期間
真鶴町老人デイサービスセンター	健康福祉課	社会福祉法人 真鶴町 社会福祉協議会	H28. 4. 1～R2. 3. 31
真鶴町国民健康保険診療所	町民生活課	公益社団法人 地域医療振興協会	H30. 4. 1～R5. 3. 31
ケープ真鶴	産業観光課	株式会社スポーツプラザ報徳	H27. 4. 1～R2. 3. 31
真鶴魚座	産業観光課	有限会社十勝 →株式会社はまゆう	R1. 7. 3～R1. 10. 4 R1. 10. 5～R6. 3. 31
真鶴駅前駐輪場	総務課	一般社団法人 真鶴町 観光協会	H29. 7. 1～R4. 6. 30

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会規則（平成29年真鶴町規則第2号）に基づいて、町長の諮問に応じ、指定管理者が行う公の施設の管理運営を評価することで、その適正化を図り、制度導入効果を一層高めるための組織である。

2 評価の方法

平成29年12月策定「指定管理者管理運営状況評価マニュアル」に基づき、評価は、「指定管理者自らによる自己評価」、「施設所管課による第1次評価」及び「評価委員会による第2次評価」の3段階で行う。



自己評価及び第1次評価は、おおむね次の10項目を標準項目とし、施設所管課が配点を決め、各項目をA～Fまでの6段階で評点し総合評価を行い、「指定管理者管理運営状況評価シート」にまとめることにより行う。

評価委員会は、当該評価シート、決算書、事業報告書その他資料の提出を施設所管課から受け、当該課へのヒアリング、現地調査などを行うことで第2次評価を決定する。

その後、評価結果を取りまとめるとともに、「指定管理者評価結果報告書」として報告することとした。

標準評価項目	評価視点
① 設置目的の達成	施設の設置目的や管理の基準は達成されたか。
② 平等な施設利用	施設利用は公平に行われたか。
③ 施設情報の発信	施設の情報を積極的かつ分かりやすく発信したか。
④ 個人情報保護	個人情報の保護は適切か。
⑤ 適切な施設管理	協定書等に沿って、施設の管理は適切に行われたか。
⑥ 危機管理体制	災害、事故等の緊急時の連絡体制、マニュアルは整備されているか。
⑦ 職員の教育	職員の資質向上のため、研修等が行われているか。
⑧ 効率的な運営	経費節減や増収に向けた努力は行われたか。
⑨ 利用増進の取組み	利用促進に向けて効果的な取組みを行ったか。
⑩ 指摘事項の改善	前年度の指摘事項は改善されたか。

項目評価		
A	良い	目標（計画）を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている。
B	↑	目標（計画）を上回る管理運営がなされている。
C	普通	目標（計画）どおりに適正な管理運営がなされている。
D	↓	目標（計画）を下回る管理運営がなされている。
E	悪い	目標（計画）を大幅に下回る管理運営がなされている。
F	不適切	不適切な管理運営がなされている。

総合評価ランク		基準
優	管理運営が要求水準を達成し、かつ優れている。	90点以上
良	管理運営が要求水準を達成している。	75点以上
可	管理運営が適正である。	60点以上
否	管理運営に改善が必要である。	60点未満

3 評価結果

今回は、指定管理者制度を導入している全5施設の令和元年度の運営状況について評価を実施した。

(1) 真鶴町老人デイサービスセンター

(指定管理者：社会福祉法人 真鶴町社会福祉協議会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
①設置目的の達成	C	C	C
②平等な施設利用	B	B	B
③施設情報の発信	C	C	C
④個人情報保護	B	B	B
⑤適切な施設管理	B	B	B
⑥危機管理体制	B	B	B
⑦職員の教育	B	B	B
⑧効率的な運営	D	C	C
⑨利用増進の取組み	C	B	C
⑩指摘事項の改善	C	C	C
	総合評価	可	可

総合評価は「可 (70点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

祝日の開所、利用者の居住制限を無くすなど、利用増進に向けた取組みが図られた。結果、利用者数は前年度比で増加しており、努力が認められる。また、平成30年度に指摘のあった事故対応についても、ヒヤリハット事案の情報共有や再発防止の対策がしっかりと取られた。

ただ、収支の改善には至らなかった。近隣の同種事業所では土日開所を行っていたことも一因であったが、利用者ニーズはより多岐に渡っていたと言えるだろう。

当施設は当該年度をもって廃止となり、国民健康保険診療所の2階・3階部分を活用した看護小規模多機能型居宅介護施設及び訪問看護ステーションに移行する。デイサービスセンターという業態では制限されていた活動もあったが、今後はより柔軟な福祉サービスが展開されるよう大いに期待する。

(2) 真鶴町国民健康保険診療所

(指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
①設置目的の達成	C	A	A
②施設利用のしやすさ	B	B	B
③施設情報の発信	B	B	B
④個人情報保護	B	B	B
⑤適切な施設管理	B	B	B
⑥地域との連携	B	A	A
⑦職員の教育	B	B	B
⑧診療体制の充実	B	B	B
⑨利用増進の取組み	B	B	B
⑩指摘事項の改善	B	B	B
	総合評価	良	良

総合評価は「良 (84 点)」であり、指定管理者の管理運営は、要求水準を達成していると認められる。

令和2年2月から3月にかけて新型コロナウイルス感染症の不安が広がるにつれ、一般的には病院離れが進んだといわれるなか、処方箋の期限延長、オンライン診療や電話診療を開始するなど迅速な対応を行い、地域医療の拠点としての機能を発揮した。また、前年度に指摘されていた広報誌の遅配についても改善が見られた。

施設運営の収支に限ると依然状況は厳しい。令和2年度からは、同協会の指定管理施設として、診療所の2階・3階部分を活用した看護小規模多機能型居宅介護施設及び訪問看護ステーションが開所されるので、より総合的な地域医療拠点として利用増進を図ってほしい。

コロナ禍、医療従事者の負担は大きくなっているが、総合診療を主とする診療所が地域住民の拠り所となっているところもある。自粛生活に伴う健康被害という見方もある中、小中学校での姿勢教室などは継続していただきたい。また、医療体制の充実も進んでいるので、町民への周知広報についても一層努めるように申し添える。

(3) ケープ真鶴

(指定管理者：株式会社スポーツプラザ報徳)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
①設置目的の達成	B	B	C
②平等な施設利用	B	B	C
③施設情報の発信	B	B	B
④個人情報保護	B	B	C
⑤適切な施設管理	B	B	B
⑥危機管理体制	B	B	B
⑦職員の教育	B	B	B
⑧効率的な運営	B	B	C
⑨利用増進の取組み	B	B	C
⑩指摘事項の改善	B	C	C
	総合評価	良	可

総合評価は「可（68点）」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

指定管理5年間の最終年度である。半島の自然保護及び利用増進の拠点として、真鶴半島を訪れる方々を迎え入れる施設運営を進めることができた。前年度からの自主事業に加え、「石の彫刻祭」をはじめとする町事業への協力も積極的に行われた。

しかし、利用状況、収支状況ともに目標水準に達しているとはいえ、観光振興を図る施設としては課題が残った。自主事業についても、当該年度中の新規取組みはメニュー改定程度に留まり、さらなる対策を検討する必要があると思われる。人を呼ぶ施設なので、周辺機関との連携をもっと密にしてもよいのではないかと。

令和2年4月から新たな業者が指定管理者として運営を始める。当委員会としては、指定管理者を選定した際の計画と照らして評価を進めることが妥当と思われるので、次回の評価資料は指定管理者ともよく調整願いたい。特に評価項目②④は、観光施設として一般に優先度の低い評価指標だと思われるので、評価すべき視点についても指定管理者と町とで検討していただきたい。

(4) 真鶴魚座

(指定管理者：有限会社十勝 ^{地位継承} ⇒ 株式会社はまゆう)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
①設置目的の達成	B	B	B
②平等な施設利用	B	B	B
③施設情報の発信	B	B	B
④個人情報保護	C	C	C
⑤適切な施設管理	B	B	B
⑥危機管理体制	B	B	B
⑦職員の教育	C	C	C
⑧効率的な運営	C	B	B
⑨利用増進の取組み	A	B	B
⑩指摘事項の改善	B	B	B
	総合評価	良	良

総合評価は「良 (76 点)」であり、指定管理者の管理運営は、要求水準を達成していると認められる。

比較的安価なメニューや魚以外のメニューを作り、また、コロナ禍におけるテイクアウト需要への対応も行うなど、利用者の声を取り入れながら客層を幅広く開拓したことが評価される。年度途中からの指定開始ではあったが、収支が安定しており、積極的な情報発信が功を奏していると思われる。また、指定管理者において防犯カメラ等の設置を行い、施設管理面においても努力が認められる。

新型コロナウイルス感染症の影響で観光バス事業者とのタイアップがキャンセルとなってしまったが、引き続き多方面との連携を図り、利用増進に努めていただきたい。また、前指定管理者が指摘されていた報告書類等や負担金納入の遅れについては、町との協定に触れるものなので、重々注意するよう改めて申し添えておく。

なお、ケーブル真鶴と同じく、指定管理者を選定した際の計画と照らして評価を進めることが妥当と思われるので、評価項目の再設定も含めて指定管理者と町とで協議し、次回の評価委員会に備えていただきたい。

(5) 真鶴駅前駐輪場

(指定管理者：一般社団法人 真鶴町観光協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
①設置目的の達成	B	B	B
②平等な施設利用	C	C	C
③施設情報の発信	B	B	B
④個人情報保護	C	C	C
⑤適切な施設管理	B	B	B
⑥危機管理体制	C	C	C
⑦職員の教育	C	C	C
⑧効率的な運営	B	B	B
⑨利用増進の取組み	B	B	B
⑩指摘事項の改善	C	C	C
	総合評価	可	可

総合評価は「可 (70 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

一定の利用者が確保されており、収支が安定している。施設内の配置等を工夫して駐輪スペースを確保しつつ、令和2年3月には 50cc 用駐輪スペースの増設、大型スーツケース用ロッカーの新設がなされており、今後は、その効果についても期待される。

一方、Web 契約や定期利用者が増えてくると、個人情報の取扱いも増えてくるので、保護体制の構築を注意深く進めていただきたい。また、収支が安定しているからこそ、次の展開が期待される。駅前観光案内所を併設していることもあり、現時点でも駐輪場としての役割以上の機能をしている面もあるため、引き続き施設運営の向上を図っていただきたい。

なお、真鶴町自転車駐車場条例第7条では、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができるようになっている。現時点で要望はないようだが、経済的な理由がある方などが利用を希望することも考えられるので、町と指定管理者との間で検討しておくことは必要であると思われる。

評価委員

委員長	熊谷 輝美 (公認会計士)
委員	小島 史朗 (社会保険労務士)
委員	青木 繁 (一般公募町民)
委員	上原 裕康 (真鶴町商工会)
委員	朝倉 久泰 (真鶴町国民健康保険運営協議会)